

2020年5月20日

学生及び保護者の皆様へ

横浜YMCAカレッジ・グループ
校長 奥菌 一紀

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急支援給付金」等の経済支援について

平素より本学の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が4月7日に政府より発出され、その対策として、本学では、学生の安全と学修の継続のため、5月初旬よりパソコン研修などの登校日を経て、5月18日より本格的にオンライン授業を開始しました（一部の授業は7日開始）。

学生、保護者の皆様には、外出自粛などにより、経済情勢も厳しくなる中、オンライン授業への対応等、御苦勞をおかけしております。

今後とも学修を継続していけるよう、オンライン授業の受講環境整備を含む経済支援として、グループ各校の校友会のご協力により、全学生に緊急支援給付金を給付することに決定しました。また、「学費の延納措置」など新型コロナウイルスの影響拡大による各種の経済支援等についても以下の通り実施します。

困難な局面が続きますが、学生の皆さんの健康と安全を第一に教育、学修の充実に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

1. 緊急支援給付金

対象：全日制課程に在籍する学生

金額：二万円

留学生については以下の通りとなります。

1. 給付金額 一万円

以下の食料や通信機器の支援も実施します。

2. お米の支援

コストコ・ホールセールのご協力により、全国YMCA専門学校の留学生にお米の支援が行われます。

3. タブレットの貸与(予定)

アマゾンのご協力により、全国YMCA専門学校の留学生にweb授業受信時に有効とされるタブレットの貸与を予定しています。現在、授業受信機器として、スマートフォンのみで利用している方を対象としますが、web授業時期が終了したところで、返却いただきます。台数に限りがあります。

上記緊急支援給付金につきましては、添付の申請書をメールあるいはファクスにて5/27までにご提出ください(1次締切)。5/29に送金予定となります。

ご都合により、1次締切に間に合わない場合は、6/3までにご提出をお願いします(最終締切)。6/5に送金予定となります。

2. 学費の延納措置について

申請によって延納することが可能です。

1. 2期学納金の7月末納入については、3月末まで延納することが可能です。
2. 先に特別分納のお申し出につきましても、再度納入時期の変更が可能です。

ただし、上記措置について留学生は除きますので、別途ご相談ください。

3. その他各種助成金制度のご案内

以下公的機関や民間の助成金のご案内となります。

1. 持続化給付金(令和2年度補正予算の成立が前提)

(問合せ先) 持続化給付金(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

2. 雇用調整助成金(問合せ先) 都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.htm

3. 全国の社会福祉協議会(神奈川県)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特定貸付の実施について

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

4. 日本私立学校振興・共済事業団の融資制度

https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

5. 日本政策金融公庫(国民生活事業)「新型コロナウイルス特別貸付」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

問い合わせ先

横浜YMCA学院専門学校

住所 横浜市中区常磐町1-7

電話 045-641-5785

FAX 045-664-4018